

フランス語の性差別的言語構造について

その他のタイトル	Sur la discrimination sexuelle integree dans la langue francaise
著者	大久保 朝憲
雑誌名	關西大學文學論集
巻	55
号	3
ページ	119-138
発行年	2005-12-20
URL	http://hdl.handle.net/10112/7801

フランス語の性差別的言語構造について*

大久保 朝 憲

1. はじめに

言語と性差別の問題は、これまで主として社会言語学の分野で、さまざまな形で議論されてきた。その中でも、昨今ひとときわ活発な研究がすすめられているのが「批判的ディスコース分析 critical discourse analysis : CDA」である。この分析法では、われわれの発話の連鎖によって生み出されるディスコースが、いかに中立ではありえず、イデオロギーを構築してゆくものであるかということがあきらかにされ、社会構築主義的な考え方とも呼応しながら、性差別にかぎらず、政治的なディスコースなど、さまざまなタイプのディスコースが、従来のディスコース分析とは一線を画した方法論で分析されている。

本稿では、言語が生み出す性差別について、言語構造（ラング）のレベルによるものと、ディスコース（あるいはパロール）のレベルにあるものとの違いを確認しながら、CDAの精神に同調しつつ、狭義の言語学的観点から、フランス語のいくつかの現象についての分析をおこない、言語における性差別の解消のために言語学のたちばから提案できることを考える。性差別的なディスコースについて、ただちにこれを個別のディスコースのレベルでとらえるのではなく、そのようなディスコースを方向づけるものとしての言語構造が、どのよ

* 本稿は、Labrosse (1996) および Khaznadar (2002) を中心とした短編の論評記事である大久保 (2005) (文献欄参照) にもとづき、大幅な加筆によってこれを発展させたものである。したがって、本文中には、特に指摘した箇所以外にも、この記事の記述とかさなる部分があることをあらかじめおことわりしておく。

うにして性差別的ディスコースを用意するかということをあきらかにしたい。

2. CDA の意義

CDA の概要と、本稿筆者のこれについての考えについては、すでに大久保(2005)で述べた。以下は重複になるが、議論の上で重要な事項なので、あらためてまとめておく。

社会言語学、応用言語学といった分野をのぞく、狭義の言語学は、ソーシャルにはじまり、さまざまな理論的展開を経て現在にいたるが、いずれの言語理論も、言語そのもののありさまを、その理論的枠組み内で「記述」し、その構造や機能をあきらかにすることをめざすという点では共通しており、その意味で、広義の「記述主義」に終始している。これらの「一般言語学」の仮想敵は、言語の「あるべきすがた」(=bon usage)の追究をめざす従来の伝統文法(規範文法、学校文法)であり、規範にとらわれない、その理論が採用する客観的な参照点(構造、生成、認知その他)から、言語の「ありさま」をそのまま記述することで、言語研究を「科学」として確立することを使命としていた一面もある。

このような記述主義的なとりくみによって、規範から解放された言語記述が可能になった反面、それによって記述された言語を、たとえば「フランス語のこの事実はおかしい」というように「批判的」にみつめなおすという態度は、言語学になじまないものとしてしりぞけられるようになった。言語のある存在様態を批判するということは、「こうであってはいけない」という態度の表明であり、これはいうまでもなく「こうあるべき」という態度のうらがえし、すなわち規範主義におちいってしまう危険がある以上、記述言語学にはふみこめない領域だからである。そんな中で、現代社会におけるわれわれの言語活動、ディスコースのいとなみの、社会的・政治的重要性に対する意識の高まりから、あえてその一線をこえて、言語とイデオロギーの問題を正面からとらえなおそうというところみが、近年CDAと呼ばれるひとつの潮流となって、主としてヨーロッパにおいてさまざまなアプローチによる研究成果が報告されている。

その基本精神として大久保 (ibid.) でもとりあげたものを以下に再引用する。

ディスコースは、権力と支配の主たる道具であり、CDAは、チョムスキーとはことなり、権力と差別にもとづく価値観が言語体系の内部にどのようにきざみこまれ、どのように仲介されているのかをあばきだし、あきらかにすることをその責務の当然の一部であると感じている。つまり、CDAは本質的に政治的な意図をもっており、これを実践するものは、世界を変革し、人々が性別、人種、信条、年齢あるいは社会階層によって差別をうけることがない世界を創出することを促進する目的で、これにはたらきかけようとするものである。(Coulthard / Coulthard (1996 : xi))

本稿では、このような理念にのっとり、一般言語学の道具立てを用いながら、言語に内在する性差別の問題を考察する。上記引用では、イデオロギー的に傾斜した価値観が「言語体系の内部に」「きざみこまれ」ていることを「あばきだす」ことがCDAの責務であると述べられているが、CDA関連の実際の研究では、むしろ、そのような言語体系の存在を前提にして、どのようなゆがんだディスコースが成立しているかということについての具体的な事例研究が中心である。たとえば「女はだまって男につきしたがうものだ」といった日本語のディスコースは、このような発話の再生産を糾弾し、阻止することによってある程度の解消をのぞむことができる。他方、われわれの言語使用、つまりパロールのいとなみの前提となっている言語構造 *langue* のレベルにきざみこまれたイデオロギーは、われわれに、これを使用しないことをゆるさない、という本質的な問題をかかえている。われわれは、フランス語で女性を敬称ともによびかけるときに、*Madame* / *Mademoiselle* という区別によらないことはできない。さらに本質的な問題として、われわれはフランス語を使用するかぎり、世界を「男／女」という二分法で分割されたものとしてながめることを強制される。言語の恣意性と社会性は、性差別的な言語構造を創出し、これを定着させている。そして通常みずからの言語に反省的になることのできない

(その習慣をもたない)言語使用者は、これを惰性的に使用し、性差別的ディスコースを意識することなく再生産しつつ、これに苦しむ者の抑圧を生じさせる。本稿は、CDAが打開しようとするこのような状況をフランス語において明らかにしてゆくが、その前に、このような改革主義的な言語観にたいしてしばしばむけられるなかば感情的な批判について論じておきたい。

3. 改革主義的言語観の正当性

言語構造とは、当該言語共同体の無意識的恣意によって成立する社会的な同意の集成である。そして、その言語共同体内における無数の言語使用、すなわちパロールのいとなみによって、言語構造はつねに変容の契機をふくみもっており、これが自然言語の歴史的変遷の根拠となるものである。他方、言語構造の時間的変遷については、その局面において強い抵抗がはたらくことは周知の通りである（たとえば、日本語におけるいわゆる「ラ抜きことば」その他のひろまりとこれにたいする抵抗のディスコースを想起されたい）。このような言語変化は、さまざまな要因によるものであるが、言語の慣習性は、この変化が定着するためになんらかの根拠や有用性などが社会的に認知されることを要求する。たとえば「ラ抜き」の定着は、五段活用動詞の「可能」形の生産性を、類推によって一段動詞にも適用することによって生じたものであると考えられるが、これは、形態・統語規則の簡便化という有用性によって日本語共同体に認知され、定着した。これにたいする抵抗の論拠は、「正しい日本語とはそのようなものではない、そのような日本語はうつくしくない」という以外にはありえず、これは変化をとめる根拠となりえないことはあきらかである。

それでは、性差別的言語構造に変革をこころみる場合、そこにはどのような問題があるだろうか。まず、性差別を糾弾するディスコースが、いまだに普遍性をもちえないという問題がある。歴史的に非常にながきにわたって再生産されつつしてきた性差別的ディスコースと、それによる性差別的価値観の定着は、100年にみえないフェミニズム運動によって簡単に払拭されるものではない。性差別的言語構造の改革は、当該言語使用者の変革の意志を必要とする。あと

に述べるように、脱差別的言語構造として提案されるものは、事実上、「ラ抜き」と同様に、形態・統語規則の簡便化という有用性をふくむ。それにもかかわらずこのような変革が困難であるのは、その動機が、いまだすべての言語使用者によって共有されがたいものであることにある。

中村(1995)は、フェミニズムと言語研究をあつかったすぐれた研究であるが、そのIV章を、「言語改革運動をめぐる論争」とし、この問題についてまとめた議論をしている。そして、「言語改革運動に対する批判」を①反言語変化、②言語末梢論、③性差別否定、④言語兆候論の4つの類型に分類し、これにたいする再批判をおこなっている。ここではポイントのみ指摘し、それらについての本稿のたちばを述べておく。

①反言語変化：これは、上にも述べた言語の変化についての素朴なおそれや嫌悪にもとづいた批判で、いくつかのタイプがあるが、結局は、「今ある言語が、永い伝統の中で洗練され、もはや自立したひとつの体系として揺るぎなく確立しているという意識」(中村ibid:120)、つまりある種の権威主義に還元される。このような批判は、性差別を根拠にした言語変革のみならず、ほとんどあらゆる言語変化についてなされるもので、「ラ抜き」その他への批判も、基本的にはこのような意識にもとづいている。「心ない若者」であれ、「特定のイデオロギーに偏向した」ものであれ、あらゆる変化をこぼむ権威としてそれを批判する態度である。しかし、体系としての言語の確立をみとめるとしても、ここには、言語が時間の中で本質的に変化を内包するものであり、たとえ現在の言語のすがたが「洗練された」ものであるにせよ、まさにそれは歴史的変化の結果であり、過程であるという視点が完全に欠如していると言わざるをえない。

②言語末梢論：「『言葉の問題など取るに足らない些細なことであり、このようなことをあげつらって大騒ぎすることこそフェミニズム運動のばからしさを露呈している』という批判」のことである。これはたとえば、「『スチュワーデス』のことを『客室乗務員』とよびかえないといけないなんてばかばかしい」と

いような、日常的に耳にするディスコースにあらわれているようなものである。どのような表現が差別語であるかという問題は、ここで論じることができない大きな問題であるが、少なくとも、このような態度には、言語使用のもつ暴力性についての意識の低さが露呈している。ことばの問題がとるにたらないかどうか、ひいてはある言語表現の改革がばかばかしいかどうかは、個人の印象レベルできめることのできない社会的な問題である。ある社会状態が、その共同体内の特定の人々にとって抑圧的なものであれば、これは些末なことでも、ばかばかしいことでもなく、放置することができない問題である。そしてこのことは、われわれの社会を構成する重要な一要素である言語についても同様である。これを矮小化することは、人権問題そのものの矮小化にひとしい。

③性差別否定：これは、本稿の議論の中心でもある言語に内在する性差別について、それは言語の必然であるとする記述主義的な言語観によるものである。これについての詳細は以下につづく議論にゆずるが、中村 (ibid: 126-7) が指摘する問題のうち、つぎの点について本稿のたちばを述べておきたい。中村はここで、英語の *he / man* が、男性を意味するものであるにもかかわらず、人間一般について総称的に使用されるという問題を取りあげている。これが性差別ではないという主張は、上記のような言語観にもとづく性差別否定の観点から、言語構造がいかに性差別的特徴をしめすものであっても「問題にしなければいけないのは言葉ではなく話し手が人を差別しようとする意図」であり、「話し手が性差別を意図していなければその発言は性差別ではないという主張」がなされることを指摘している。そして、「話し手の意図いかんにかかわらず、*he / man* は〈男〉の意味だけに解釈される傾向が強い」ことを他所で心理実験によってしめした事実を参照しつつ、この主張を、「あまりにも稚拙であると言わざるを得ない」としている。

このような態度はまた、差別語とされる表現を使用した作家・政治家などに批判がむけられた際に、その作家・政治家が自己弁護として使用する典型的なディスコースにふくまれるものでもある。さらに言えば、「わたしにはその意

図はなかった」という言説はまた、レイプやセクシャル・ハラスメントなどの局面でも同様になされ、批判されるもので、そこには、差別による被抑圧者の視点が完全に欠如しているとしか言えない。②の項でも述べたように、差別は差別をする者の意志ではなく、差別をうける者の被害によって生じるもので、これは、あらゆる犯罪が過失であることをもって制裁をまぬかれることがないのと同様である。

④言語兆候論：これは、「『言語は単に社会の性差別を反映している兆候であり、言語を変えても社会を変えることはできない』という主張」(中村 ibid : 141)である。中村はここで、言語による文化の決定性について、サピア=ウォーフの仮説の有効性と問題点について、言語と認識の関係をめぐってこまかな検討をくわえているが¹⁾、本稿では、つぎの点を指摘したい。言語を変えても社会を変えることはできないかもしれない。しかし、言語の変化の前に社会における話し手の意識の変化が先行した場合、その話し手が自らの言語そのものに抑圧されるという問題が生じる。すでに述べたように、ディスコース・レベルの性差別は、そのようなディスコースを排除することによって対応することができる。しかし、言語構造レベルの性差別は、言語そのものを変えることなくしては解決できないものである。そして、そのような改革なくしては、無反省な話し手による「意図のない」性差別が自動的に再生産され、あらたなディスコース・レベルの性差別の定着をさまたげることが不可能なのである。さらに、性差別の多くが、なによりも言語によって成立しているということも忘れてはならない事実である。レイプ、DVなどの直接的な暴力の行使をのぞいた性差別のほとんどは、ディスコース・レベルで生じるものである。そして、このようなディスコースをささえるものが言語構造そのものであるかぎりにおいて、われわれは、言語兆候論にくみすることなく、積極的な言語改革をめざす必要がある。

以上に述べてきたように、改革主義的言語観にたいしてここで紹介した批判

のパターンの多くは、人権についてのごく一般的な知見によって論破可能なものであり、CDA的な精神にのっとり言語学研究は、これまでイデオロギー的であるとしりぞけられてきた問題に、正面から取り組む必要にせまられている。

4. フランス語に内在する性差別

改革主義的言語観の意義を以上のように確認した上で、以下、フランス語の言語構造が内包する性差別の実情について考察したい。まず、フェミニズム言語学のたちばからの英語研究として知られる Cameron (1985)、すでに引用した中村 (1995) などですでに指摘されている問題である「人間=男」観について、フランス語では状況がさらに深刻であることを確認し、つぎに、それに関連してフランス語の職業名詞の女性形化の問題をとりあげ、女性形をつくることによってはこの問題は解決せず、これはフランス語における名詞の性の問題を解決しないかぎり、根本的な解決が不可能であることを指摘する。そして最後に、フランス語についての改革主義言語学の代表的存在と言える Labrosse, Khaznadar の研究を紹介し、改革の具体的提案について検討する。

4.1 フランス語における「人間=男」観

フェミニズム言語学のたちばからの英語研究として知られる Cameron (1985)、すでに引用した中村 (1995) などでは、英語において、man / woman という語は意味的に対等ではなく、「男性」の意味をもつと同時に「人間」の意味をもつとされる man とは、「人間」の意味としてもちいられるときも、実際には女性を排除しているということを報告している。これとまったく同じことがフランス語にも言えるが、フランス語では、すべての名詞にあらかじめ男性／女性の区別があることが、問題をより複雑かつ深刻なものにしている。

フランス語の homme は、英語 man 同様、「男性」の意味をもつと同時に、「人間」の意味をもつ。Yaguello (1989 : 88) も指摘しているように、語源的には「人間」の意味をもつ語が、「男性」に特化して使用された末に、現在では、む

しる「男性」の意味の語が「人間」の意味にも拡張して使用されるという印象をあたえるような状況になっている。つまり、homme / femme という対義語関係のペアの上位概念の表現が、そのペアの一方と同じであるということである。このこと自体は、従来の記述言語学では、有標／無標の概念をつかって説明され、その記述の客観性自体に問題はない。人間にかぎらず、オス／メスの区別を標示する動物の語彙でも、この点については事情はおなじである。つまり、chien / chienne, chat / chatte などの区別がある一方で、カテゴリー名としては男性形の chien, chat が使用される。しかし、これらの動物語彙と人間との間には、無視できない重要な違いがある。動物に関しては、たとえば、chien が総称であり、メスの chien, つまり chienne もカテゴリー chien に含まれることを前提にしたつぎのような発話は排除されない²⁾。

(1) C'est un chien / chat femelle.

(2) Ce chien / chat est femelle.

これにたいして、当然のことながら、次の(3)のような発話の唯一の解釈は「女性的な男性」の意味でしかなく、(4)は通常解釈は不可能である。

(3) C'est un homme féminin.

(4) Cet homme est une femme.

カテゴリー全体を意味する名詞が、その下位カテゴリーとして対義語的な一組の語をもつときに、その一方のことも換喩的に意味するケースは動物の性別にかぎらず、数は少ないが観察される。たとえばフランスのフランス語で、PC とはパソコン一般を意味する英語の略称をそのまま採用したものであるが、この語は、アップル社のパソコン Mac と対義語的な関係をむすび、ウィンドウズ・パソコンを特に意味する場合もある³⁾。しかしこの場合でも、以下のような発話は、若干不自然ではあるが、排除されることはない。

(5) C'est un PC de Mac.

(6) Ce PC est un Mac.

つまり、このようなタイプの対義語のペアでは、homme / femme のみが特異なふるまいをするということになる。このことは何を意味しているのだろうか

か。(4)の発話の不可能性は、*femme* であるような *homme* が存在しえないことを意味する。ただ、これについては、*cet homme* という特定化の限定詞をともなった *homme* が通常「男性」の解釈であることによるという反論が可能かもしれない。しかし、*homme, femme* を逆転した次の発話も不可能である。

(7) *Cette femme est un homme.*

このことは、*femme* が上位カテゴリー *homme* (=人間) の下位概念に、すくなくとも言語上はなりえず、英語と同様に、*homme* (人間) とは、まず *homme* (男性) のことであり、*femme* とは、場合によって *homme* のカテゴリーに含めることもできる別個の概念であることを端的にしめしている。

フランス語におけるこの意味特徴が英語以上に確立していることは、人称代名詞や、人間の意味をもつ名詞複数形のあつかいについて、初級文法レベルで紹介される事実においても確認されることは周知の通りである。すなわち、複数の人間の集合(たとえば *Japonais*) の性の表示は、その集合がひとりでも男性をふくんでいれば男性形 *Japonais* となり、女性形 *Japonaises* が実現するためには、集合の成員のすべてが女性でなければならない。また、総称的に「日本人一般」は、もちろん男性形 *Japonais* で実現する。つまり、*Japonais* とは、狭義には「日本人男性」を意味し、総称的に「日本人一般」の意味をもつので、後者の意味でその集合に女性を含めることができる。他方、その成員全員が女性になれば、これはもはや *Japonais* とは言えない、という意味で、そのときのみ女性形 *Japonaises* が実現するのである。

人称代名詞についても同様で、フランス語には、英語とちがって、三人称複数代名詞に男女の区別 *ils/elles* がある。これにおいても、女性複数形が実現するのは、その集合の成員のすべてが女性である場合のみであり、このことから女性複数形とは、人間集合のある特異なケースの表示のための表現であると記述するほかない。

この事実は、(代)名詞複数形においてのみ観察されることではない。大久保(2005)で簡単に考察したように、単数形においても、女性形が一般をはずれた形であることをみることがある。

(8) Paul est le meilleur étudiant de la classe.

(9) Marie est la meilleure étudiante de la classe.

(8)は、Paulがクラスいちばんの優等生であることを意味することに通常疑義が生じることはない。これにたいして、(9)のMarieはどうだろう。こちらは、*la meilleure étudiante*であるかぎりにおいて、彼女がクラスでいちばんなのか、それともクラスでいちばんの女子学生なのかという点で両義的である。そしておどろくべきことに、フランス語には前者の解釈を一義的に表示する文法手段はない。次の発話は非文法的であるとされる。

(10) * Marie est le meilleur étudiant de la classe.

問題はこれでおわりではない。この事実をふまえてわれわれは(8)をもういちど読みなおす必要がある。なぜわれわれは(8)をみて、Paulがクラスでいちばんの男子学生である可能性を考慮しなかったのかということである。つまり、(9)に観察される両義性は、理論的には(8)にも適用可能であるはずで、事実つぎの(11)の発話が可能である。

(11) Paul est le meilleur étudiant de la classe, mais il y a Marie, qui est encore meilleure que lui.

(8)の発話が(11)を導くような解釈可能性を通常喚起しないというこの事実は何を意味しているのだろうか、これは、記述文法による、*étudiant / étudiante*では、前者が無標項であるという記述をラジカルに解釈することを要求する。つまり、男女のペアにおいて総称的にもちいられる「男性形」とは、無標項としてむしろ「一般形」としてとらえるべきもので、「男性形」は無標の解釈としてまずその名詞のカテゴリーを総称的に表示し、必要に応じて「男性」の意味をもつ。これにたいして「女性形」とは有標項としてその名詞の「特殊な」ケースを表示するための形式なのである。いいかえれば、「女性形」とは事実上そのカテゴリーから排除され、「男性」メンバーと一緒にやってやっとカテゴリーにふくまれることができるメンバーのための標識なのだ。

フランス語におけるこれらすべての言語事実がしめしているのは、「人間」というカテゴリーは男性によってなりたっており、女性のための集合はこれとは

別のカテゴリーを形成しているということである。つまり英語において観察される「人間=男」観のさらに強いかたちが、フランス語の言語構造において実現しているということである。

4.2 職業名詞問題

フランス語が構造上性差別的であるのは、なによりもまず名詞に男性・女性の別があることに起因し、それが冠詞や形容詞（過去分詞をふくむ）によってうけつがれ、厳密に表示されるという点で、言語構造に深く根をはっているという事実にある。前節であつかった（代）名詞の問題もこれに還元される問題である。このような主張についてすぐに生じる批判として、名詞の2つのカテゴリーは「文法性 *genre grammatical*」であって、その指示対象にかかわるものではなく、生物学的な性 *sexe* とは区別されるべきものであり、これは、すべての名詞を2つの性に区別し、人称代名詞 *il / elle* として表現可能なものにしていただけである、といったものがある（大橋（1993）、梶（1993）など）。また、名詞の性そのものについては、諸処の伝統文法家によるさまざまな議論もある（大橋（*ibid.*）参照）。しかし、そのような議論が全体としてどれほど根拠をもっても、個別の例をみれば、事実として女性にかかわる名詞の中には、それが理由となって不当にあつかわれているものがあることは明らかである。

このような反論については、まず自明の事実として、人間の男女がそれぞれ男性名詞、女性名詞としてあつかわれるという事実を指摘することができる。もし文法性が純粹に二分法の標識にすぎないのであれば、対象世界の男女の事実を反映する必要はないはずだが、これはなりたっていない。もちろん、すでに指摘されているように、普通名詞で女性名詞の *personne*, *sentinelle* などが男性を指示することは可能であるが、これはむしろ希少な例外でしかない。これについて、伝統文法では通常、生物学的な性があるものはこれを反映した文法性があたえられるとされる。しかし、この原則が適用されるのは人間と少数の動物にかぎり、*une souris*, *une hyène*, *un éléphant*, *une baleine* など、文法性が一義的に決定されているものは、その動物の大小などにかかわらずいくら

でもあげることができる⁴⁾。つまり、いずれにしても文法性一般を矛盾なく説明する議論は不可能で、人間に関してのみ特化した、性のふりわけがおこなわれているということである。このこと自体は、人間の世界認識についての常識的観点を反映したものとしておどろくべきことではないが、同時にこの区別が、性差別的観点からは前節にしめた以外にもさまざまな問題を引きおこしてしまう。本節では、その中でも職業名詞の女性形の問題を考察しておきたい。

周知のように、フランス語の職業名詞は、その職業が伝統的に主としてどちらの性の人間によって従事されてきたものであるかということを反映し、男性形・女性形をとにもつものもあるが、どちらかの形式しかもたないものもある。従来男性のみが従事していた *médecin*, *professeur*, *président*, *ministre* などは男性形のみをもつ名詞であった。そして現代になって、女性がこれらの職業に従事することがあたりまえになってからも、言語のほうはなかなか修正を受けず、女性についても男性形がそのまま使用されたり、*une femme médecin* のように、女性であることを名詞 *femme* によって表示するなどの配慮がなされる程度であった。また、男性形・女性形をとにもつものでも、*couturier* (服飾デザイナー) / *couturière* (お針子) のように意味がちがうばかりでなく、女性には社会的に低い地位の意味があたえられるという差別的問題があった。このような問題を解消するために、すべての職業名詞に公平に男性形・女性形を表示できるようにするためになされた改革は、1998年と、ごく最近のことである。この問題の通事的記述については、藤村 (2002) による詳細なまとめがあるが、同年のジョスパン首相の通達は、「職業名詞の文法性を自然性に一致させることのできるようにフランス語を整備するよう用語改革する」(藤村 *ibid*: 235) というもので、これに応じて、ジョスパン新閣僚の表記で完全な女性化が達成され、公文書においてもこれにしたがった表記が達成された。しかし、印刷メディアなどの反応はかならずしも一様ではなく、現在においても、この改革が徹底されたとは言いがたい側面がある。

このような改革の精神そのものは、本稿の標榜する改革主義的言語観に合致するものであるが、実際の改革そのものが、性差別を解消するものであったか

どうかということについては疑義をさしはさまざるをえない側面がある。

そのことについて述べる前に、日本語においてこれとは対照的な用語の整備についてふれておきたい。日本語においては、「看護婦」「保母」など、主として女性が従事する職業名に、「婦」「母」など、明示的に女性を意味する形態素がふくまれていた。しかし、男性もこれらの職業に従事するようになったことから、「看護師」「保父」などの表現が創出されたが、そもそもこのように性別を表示する必然性がないという配慮から、性別にかかわらず「看護師」「保育士」という用語が採用され、すくなくとも公文書、新聞・放送などのメディアでは定着したといえることができる。ただし、「看護師」→「看護師」の変遷をみれば一目瞭然であるが、「保育士」の「士」は字義的には「おとこ」をあらわすという点で、この改革の不十分さを指摘することはできる。しかしながら、現代日本語において「士」に男性の意味が強くとは感じられず、またフランス語のようにこれが文法全体に影響をおよぼすこともないことから、この問題はいずれ解決されるべきであるとしても、マイナーな問題と言えるだろう。

ここで、日本語でなされた言語改革が、フランス語におけるそれとはほぼ正反対であることは注目にあたいする。どちらもともに現代社会における社会への男女共同参画を意識したもので、言語構造の旧態依然とした状況の改革をこころみたものであるが、フランス語においては性別の可視化が実現し、日本語においては不完全ながらも性の非可視化が実行された。このことはなにを意味するのだろうか。

いうまでもなく、ここには、名詞の文法性という言語構造に横たわる問題がある。日本語には名詞の性はなく、名詞は、「婦」「女」などの形態素によらないかぎり、性の表示をすることができない。つまり、すべての名詞が基本的に「無性」である。したがって、職業名詞における上記のような偏向は、性の非表示ということで解消することができる。ところが、フランス語においては、ごく一部の中性代名詞などをのぞいてすべての名詞に文法性があり、名詞の性を表示しない手段がない。職業名詞についてもこのことは当然あてはまり、すべての職業名詞は、どちらかの性によって表示され、1998年以來の改革によっ

て実現したことは、これを指示対象の自然性にあわせて表示する手段をととのえたということだけである。

この解決はしかし、職業と性ということについての深刻な問題を生じさせていることに気づかなければならない。日本語においては「女医」「女弁護士」などの表現は差別表現とされる。これはまず、「医師」「弁護士」などに従事することにおいて、性別は無関係であること、さらに、「女」をわざわざ表示することで、これが「医師」「弁護士」の有標項であること、つまり、これらの職業に従事するものとしてはめずらしい性として明示的に表示することになってしまう（「男医」「男弁護士」という表現の奇妙さを参照のこと）ことによる。この観点にもとづくと、フランス語における *une ministre, une professeur(e)* という表現形式は、大臣、教師という、性別には無関係である職業名詞に性の表示をくわえるという点で、現実には、*une femme ministre, une femme professeur*（「女性大臣」「女教師」という日本語表現を参照）という語彙的手段によっていた表現形式を、形態素レベルにとりこんだだけであるという批判をまぬかれることはできない。そして本稿もその点で、この職業名詞改革は、まったく問題の解決にはなっていないと主張するたちばである。

くりかえしになるが、フランス語には、名詞の性を表示しない手段はない。職業名詞にかぎらず、男女同形の名詞も、冠詞などの限定詞によってその表示を強制されてしまう。他方、ほとんどの職業には、性を明示しなければならない必然性はない。さらに、前節でみたように、フランス語の根本には「人間＝男」観が通底しているので、「男性形」は「一般形」として、その職業一般を総称的に表示してしまう以上、職業名詞の女性形は、結局そのカテゴリーの女性性を、特異なメンバーとして表示する形式にならざるを得ないのである。したがって、この問題を抜本的に解決する手段はただひとつ、すなわち、フランス語全体の名詞の性を解消すること以外にはない。そして、その提案を実際におこなっているのが、Labrosse (1996) なのである。

5. 名詞の性の解消

名詞の性の解消といった提案は、フランス語という言語の言語構造の根幹にかかわるものを人為的に変化させるという点で、単なる語彙の整備などとはちがった大きな抵抗をよびおこしてしまうので、3章で述べたような、改革主義的言語観にたいするすべてのタイプの批判にたちむかわなければならない。しかし、ここでわれわれは、このようなすべての批判のディスコースには、言語をある種の歴史的文化遗产として過剰に保守的にみすぎる傾向、さらに言えば「美しく豊かなフランス語」というセンチメンタリズムが本当に関与していないかと自問する必要があるのではないだろうか。前述の通り、言語を変えても社会がすぐに改善されるわけではないとしても、言語を変えることがきっかけになってはじまる社会変化は少なくない。そして、Labrosse (1996: 38) のことばを借りれば、「形態上の（文法）性を廃止しても、さまざまな社会制度がゆるがされることも、言語のなかで、いろいろなしかたで性差別があらわれるほかの部分（意味的非対称性、禁忌語など）そこなわれることもない。しかし、性 genre の区別が表示されるある一分野を削除することで、人種差別を仲介しているおもなもののひとつがとりのぞかれることになるかもしれない」と言うことができる。

このような考えにもとづいて、Labrosse (ibid.: 42) は、「文法性のカテゴリーは近い将来すぐに消滅するということはないだろうが」とことわった上で、その区別を緩和するため、具体的に形容詞を中心とした「中性化」の改革案を提案している⁵⁾。そのもとになっているのが、Khaznadar (1990) の博士論文における調査である。それによると、フランス語の形容詞の43%、つまり半分近くのもので、「男性形」の語尾にすでに *-e* があるために、性の一致のために変化しない「両価 bivalent」の形容詞である。さらに、つづり字上の女性形語尾があっても、発音上はなんら変化のない「口頭上両価 bivalent oral」のもの (*-al / -ale, -el / -elle, -il / ille, -r / -re, -c / que, -s / (s)se, -t / -te, -x / -xe, -ée / -é, -ie / -i, -ue / -u*, など) が、22% にのぼり、結局65% の形容詞は、

少なくとも発音上では男女で変化することがないということになる。そこで、「形容詞や過去分詞における文法性は、表面的、さらには、余分なものであり、これを廃止しても根本的に記号表記上 symbolique なんの影響もなく、性の一致にしたがわなければならない語の数をへらすことができる」として、まず、「口頭上両価の」形容詞の形式を統一することを提案する。

Labrosse は、同様の語尾の歴史的変遷、頻繁にみられる「誤用」などを参照して、以下のような具体的な提案をしている（母音 -ée, -éなどを語尾とする形容詞については省略する）。

- al / -ale > -ale (central / centrale > centrale など)
- el / -elle > -èle (actuel / actuelle > actuèle など)
- il / -ille > -ille (pareil / pareille > pareille など)
- l / -le > -le (civil / civile > civile など)
- r / -re > -re (clair / claire > claire など)
- c / -que > -que (caduc / caduque > caduque など)
- s / -(s)se > -(s)se (exprès / expresse > expresse など)
- t / -te > -te (correct / correcte > correcte など)
- x / -xe > -xe (relax / relaxe > relaxe など)

Labrosse は、このほかにも男性・女性がまざった名詞句に形容詞が付加される場合には、男性複数とするのではなくて、その場で最後にきた名詞の性に合わせるなど、上記の提案よりは規模の小さいいくつかの提案をしている。このような形で性の中和が実現してゆけば、4.2で問題にした、職業名詞の問題も解消される可能性がある。

6. おわりに

このような提案が積極的になされていったとして、さらに克服すべき問題は、すでに述べたように、改革主義的な言語研究にたいする心情的な抵抗の除去で

ある。たとえば、女性／男性のこのような「中和」は、Labrosse 自身も意識的にそうしているように、フランス語を「単純化」することにつながる⁶⁾。言語の「単純化」は、しばしば言語変化の必然といえるものであるにもかかわらず、同時代の話者にとっては根拠のない抵抗をうみやすい。まして Labrosse の提案は、そのような伝統主義者がもっともきらう単純化志向の「誤用」のデータにもとづくものである。「類推」による「単純化」という言語変化のこの自然ながれは、不規則で複雑な文法規則を習得させられてきた者には、ことさら伝統主義者でなくても抵抗を生み、できれば阻止（回避）したいという気持ちをひきおこす。また、日本語でもフランス語でも、一般により丁寧で「格調高い」表現は、複雑な文法手段にうったえた表現である（日本語の敬語、フランス語の倒置疑問文など）。そしてそこに、同時代の言語のありさまは「歴史的文化遺産」であるといった考えが加味されると、フェミニズム思想にもとづいた言語の脱性差別化、ひいては民主化といった動きは、フェミニズムやジェンダー研究にたいしてもたれがちな偏見とあいまって、さらに強い抵抗を生むことになる。

他方、われわれがどうしても冷静に考えなければならないことは、（少なくともフランスの）フランス語は、たとえば Madame / Mademoiselle といった野蛮な区別や、ここで述べた以外にも数多くの個別の性差別的特徴を、いまでも維持し続けているような言語であるということである。そしてその中には、本稿でも考察したように、差別云々以前に、言語としての機能不全としかいえないような現象をうみだしてしまうものもふくまれている。こうした問題の克服には、改革以外に方法はない。職業名詞の女性形の整備は、すでに述べた理由でフランス語の性差別的状況を抜本的に解消するものとはいえないが、他方で、かなりの規模の言語改革が不可能でないことをわれわれにしめしてくれた。そのように考えれば、名詞の性の解消という提案は、突飛なものでも、過激なものでもないということが理解されるはずである。「言語は、ようするにその話し手 *ses locutrices et locuteurs* 全体に属するものである。だから、このように集団で構築してゆくものという見方をもってすれば、フランス語共同体は、

自分にあった、平等で、輝かしく、革新をすすんでうけいれる言語を確立してゆくことができるはずである」。(Labrosse (ibid. : 78))

注

- 1) この問題はまた、認知言語学の枠組みの有効性と限界についての興味深い議論をひきおこしうるものである。
- 2) (1), (2)の発話は、もちろん *chienne*, *chatte* という語が存在する以上、自然な発話ではないが、たとえば動物の生態についての文脈のように、科学的なディスコースでは容認される。
- 3) この例は、上田誠人氏 (個人談話) にご提案いただいた。
- 4) *éléphant* については、女性形造語の *éléphante* の使用例が観察される。
- 5) 複数人称代名詞の非対称性の問題については、Marois (1987) の提案による「混合複数形 *collectif mixte*」の形式 *illes* の導入をすすめている。
- 6) このような文法の単純化は、人工語のエスペラントの文法体系を想起させる。

文 献

- Caldas-Coulthard, C. R. and M. Coulthard (eds.) (1996) : *Texts and practices : readings in critical discourse analysis*, London, Routledge.
- Cameron, D. (1985) : *Feminism and Linguistic Theory*, New York, Macmillan Press. (カメロン『フェミニズムと言語理論』, 中村桃子訳, 勁草書房, 1990年)
- Khaznadar, E (1990) : *Le nom de la femme, Virtualisation idéologique et réalité linguistique*, Thèse de doctoratm Toulouse-Le Mirail.
- Khaznadar, E. (2002) : *Le féminin à la française*, L'Harmattan
- Labrosse, C. (2002) : *Pour une grammaire non sexiste*, Remue-Ménage.
- L Labrosse, C. (2002) : *Pour une langue française non sexiste*, Les intouchables.
- Marois, F. (1987) : 《Féminisation de la langue. De Grevisse à Marois. Le féminin générique》, Sudbury, *Rauque*, n° 6
- Yaguello, M. (1989) : *Le sexe des mots*, Belfond.
- 藤村逸子(2002)「フランス語にける職業名詞化の通時的記述—政治の分野の名詞を中心に—」『言語文化論集』, 24-2 名古屋大学言語文化部
- 梶茂樹 (1993), 「名詞の性」, 『月刊言語』10月号, 大修館書店, 20-27
- 中村桃子 (1995), 『ことばとフェミニズム』 勁草書房
- 大橋保夫 (1993), 「フランス語とはどういう言語か」, 『フランス語とはどういう言語か』, 駿河台出版社, 7-57
- 大久保朝憲 (2005) 「論評: 改革主義的言語学の可能性: フェミニズム言語学とフランス語」

關西大學『文學論集』第55卷第3号

『フランス語学研究』39号, 日本フランス語学会

(本稿は關西大学2002年度在外研究(學術)の研究成果の一部である。)